

法務講座(38)

「商標」について(前編)

寺本法律会計事務所
弁護士 飯塚 美葉

今回は、昨年4月から導入され、いろいろと話題になっている「地域団体商標」についてお話しします。

1 商標とは

商標とは、簡単に言うと、商品やサービスを識別するために使うマークのことです。商標は、商品名やサービス名の場合もありますし、会社名の場合もあります。正式な商品名や会社名でなくても、愛称を登録する場合もあります。また、名前などの文字のほかに、図形や記号、立体的な形でもかまいませんし、これらと文字を組み合わせることもできます。文字や図形の色を指定することもできます。

いずれにしても、このようなマークをつけることによって、他の似たような商品と区別して、自分の商品をアピールすることができます。

2 地域名と商品名の組み合わせ

ところで、かつての商標法では、原則として、地域名と商品名を組み合わせただけの商標は認められておらず、これを認めてもらうには非常に厳しい条件が要求されていました。

地域名は普遍的なものであり、商標登録をした特定の人だけに使用させることは適当でないと考えられていたからです。

しかし、特定の産地の農産物や工芸品などが、特産品としての地位を確立するにしたがって、これに便乗して、別の場所で作ったものにも特定の地名表示をつけて売り出す人が出てくるようになりました。

このようなニセモノ商品の普及によって、本来の特産品の売り上げが落ちたり、ニセモノ商品の品質があまりよくなかったために、特産品のイメージが落ちてしまったりすることがあります。

これまで、地域名と商品名を組み合わせた商

標として認められるには、全国的によく知られているものか、地域名と商品名のほかに特定の図形を組み合わせただけでなければなりません。

しかし、全国的な知名度を獲得するまでには時間がかかり、その間に他の競争者が同じ名前を使って販売することを阻止できません。また、特定の図形を組み合わせた商標の場合、例えば「みかん」という同じ名称を、組み合わせる図形が違っていれば使用できることになるため、やはり他人による使用を止めることができませんでした。

3 地域団体商標

そこで、商標法の改正により、地域団体商標の制度が設けられました。

地域団体商標として認められるためには、次のような条件があります。

事業協同組合などの組合で、法人格を有すること。

誰でも一定の条件を満たせば構成員として加入することができ、将来もこの条件が厳しくならないこと。組合が商標権を取得すると組合員でなければその商標を使えないことになります。このため、現在組合に入っていない事業者が不利益を被ることのないように配慮した規定です。

すでにその商標がある程度使用されていて、当該組合等またはその構成員の商品またはサービスを示すものとして広く認識されていること。まったく新しく、使用実績のないものは商標登録できません。ある程度その地域の特産品として知られるようになっていなければなりません。

(後編につづく)

法人協会ニュース

農地情勢について、ご意見を下さい！！
協会HPの掲示板に書込みを下さい！！

農林水産省では、昨年末、農地政策について法令、予算、税制等およそ農地に関するすべての制度・事業について点検・検証し、実現可能なものから改革を進めることとしております。

これは、高齢化の進展に伴い、耕作放棄地が増大しており、優良農地の確保と担い手への集積、耕作放棄地の発生防止が待たなしの最重要の課題となっているからです。

また経済財政諮問会議においても「グローバル化改革専門調査会」が年末に設置され、その中で農業問題とりわけ農地問題が主要検討事項となっている模様です。

このように農地を巡る情勢が大きく動き始めております。本協会としては、この動きに的確に対応していく必要があると認識しております。

特に、担い手（本会会員を想定して）へ農地を集積し、かつ面的に集積するための方策について具体的に提案する必要があると思っております。

本協会HPの会員専用のページにある掲示板に「こうすれば進むぞ！農地政策見直し！！」のスレッドを設けましたのでどしどしご意見をお寄せ下さい。日頃の経営の中で直面している事柄だけでなく、突拍子のないご意見・提案でも結構ですのでどんどん書き込みをお願いします。

また以下の項目も本協会ホームページ会員専用ページに様式を掲載いたしますので、どしどし回答をお寄せいただければと思います。

【法人名】 【注作目】

経営規模 計 ()ha 自作地 ()ha 借入地 ()ha

貴経営が所有・借入を問わず、規模拡大が進まない理由

どんな法律、税制、事業、機関等があれば規模拡大が進むと思いませんか

貴経営において農地の分散を克服できない理由

どんな法律、税制、事業、機関等があれば農地の面的集積が進むと思いませんか

今こそ、協会会員のパワーで農地政策を動かしましょう！！！！

JAグループ農畜産物展示商談会 ～食と農のかけ橋 2007～

JAグループの商談会。「農」を取り扱う産地・JAグループの取り組みを、全国の量販店、外食・中食業者、食品メーカー、卸業者等「食」を取り扱う皆様にお伝えすることを目的に、JAグループ初となる全国規模の商談会「JAグループ

農畜産物展示商談会」を開催が開催されます。是非ご出展くださるようお願いいたします。

催事名：JAグループ農畜産物展示商談会

主催：JA全農 / JAVバンク / JA全中

後援：農林水産省（申請中）

開催日：平成19年3月20日（火）

会場：東京国際フォーラム 展示ホール

申込〆切日：平成19年1月31日（水）申込は規定数に達し次第〆切となります。

スケジュール：3月20日（火）

出展者：生産者（法人含む）、JA、JAグループ関連団体、会社

案内先：外食産業、百貨店、量販店、生協、各種小売店、食品加工業、惣菜・中食、給食業者、卸・食品問屋、商社、流通業者、通販業者、ホテル、旅館、輸出業者など

基本ブース：¥100,000（税込 ¥105,000）

場所：東京国際フォーラム

東京都千代田区丸の内3丁目5番1号

お申し込み・お問い合わせ：JAグループ農畜産物展示商談会運営事務局

TEL 03-5295-7580

三役会議が開催されました

13日に三役会議が行われました。会議では主に平成19年度の事業計画や予算などが議題に上がり、事業計画上の主要テーマなどが議論されました。

今後の会議日程は、2月2日に運営委員会、2月中旬に役員会、3月8日に総会ということが決まりました。

新しい農業法人が誕生しました

16日、「野菜くらぶ」さん（群馬県農業法人協会会長・澤浦彰治社長）が、ファストフード大手のモスフードサービスと共同出資で農業法人「サングレイス」を設立し、2月からハンバーガーなどに使うトマトの生産を始めます（出荷は7月からを予定）。企業と生産者が共同で設立するのは、今回が初めてとのこと。サングレイスは、群馬県と静岡県で、酸味と糖度のバランスがよいハンバーガーに適したトマトをハウス栽培する予定とのこと。澤浦さん、頑張ってください！！

アグリビジネス経営塾 第323号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。
社団法人日本農業法人協会

（HP <http://www.hojn.or.jp/>）

TEL: 03-5156-0365 / FAX: 03-5156-0366

MAIL: juku@hojn.or.jp

© (社)日本農業法人協会 2006

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。